

【健康保険被扶養者添付書類一覧表④ 別居】 「別居誓約書」「同居・別居申請書」→別居の申請時、全員提出していただきます。

◎ 既に認定されている被扶養者が別居になった場合「別居」の申請と同時に別居後も被保険者からの送金により生計が維持されていることを証明する書類の提出が必要です。（再審査あり）

続柄	申請時の状況	提出書類	提出書類	書類入手先（参考）	
収入なし	無収入	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 非課税証明書（コピー不可） 3. 送金証明コピー（3ヶ月分）	4. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可） ▲ 病気療養中の方・・・医師による診断書（コピー不可） ● 就職活動中の方・・・ハローワークカードコピー	1. 2. 4. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 3. 金融機関など ▲ 医療機関（発行日が3ヶ月以内のもの） ● 公共職業安定所	
	収入あり	勤労者（パート・アルバイト）	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 給与明細3ヶ月分コピー又は雇用契約書コピー 3. 従前健康喪失証明書コピー	4. 給与額証明書（見込記入） 5. 送金証明コピー（3ヶ月分） 6. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可）	1. 6. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 2. 3. 勤務先 5. 金融機関など 4. 当組合ホームページ
		自営業・不動産・農業などの収入者 （雑収入・利子配当金・株式譲渡等の収入も含む。廃業者は事業廃止届コピー提出）	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 所得証明書（コピー不可） 3. 確定申告書コピー及び収支内訳書または決算書コピー3年分 ※ 税務署の受付印または電子申請の場合は受付番号の記載必須	4. 送金証明コピー（3ヶ月分） 5. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可） 6. 直接の必要経費申告書	1. 2. 5. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 3. 税務署 4. 金融機関など 6. 当組合ホームページ
		年金（恩給）受給者 （年金には国年・厚生・基金・遺族・障害年金等もすべて含まれます）	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 年金振込通知書コピーまたは年金改定通知書コピー 3. 所得証明書（コピー不可） 4. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可）	5. 送金証明コピー（3ヶ月分） ▲ 恩給の場合は恩給証書コピー ※ 収入が年金（恩給）以外ある場合は、上記該当欄の必要書類を確認し、提出してください。これから年金を受給開始する場合は年金事務所発行の「年金見込額照会回答票」を提出	1. 3. 4. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 2. 日本年金機構（総務省人事・恩給局）より郵送 5. 金融機関など
	その他	(1) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付を受給する （日額3,612円未満） 注）障害者・60歳以上の方は5,000円未満	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 雇用保険受給資格者証コピー（両面） 3. 離職票1及び2コピー 4. 従前健康喪失証明書コピー	5. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可） 6. 送金証明コピー（3ヶ月分）	1. 5. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 2. 公共職業安定所（ハローワーク） 3. 4. 退職された勤務先 6. 金融機関など
		(2) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付を受給しない （辞退者または加入期間不足の方）	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 退職証明書コピー 3. 従前健康喪失証明書コピー 4. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可） 5. 従前健康喪失証明書コピー	6. 雇用保険失業給付に伴う誓約書1 7. 送金証明コピー（3ヶ月分）	1. 4. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 2. 3. 5. 退職された勤務先 6. 当組合ホームページ 7. 金融機関など
		(3) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 給付制限期間のみ加入	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書2 3. 離職票1及び2コピー 4. 雇用保険受給資格者証コピー（両面） 5. 従前健康喪失証明書コピー	6. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可） 7. 送金証明コピー（3ヶ月分）	1. 6. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 2. 当組合ホームページ 3. 5. 退職された勤務先 4. 公共職業安定所（ハローワーク） 7. 金融機関など
		(4) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 失業給付受給期間延長	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 雇用保険失業給付に伴う誓約書3 3. 離職票1及び2コピー 4. 雇用保険受給期間延長通知コピー 5. 従前健康喪失証明書コピー	6. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可） 7. 送金証明コピー（3ヶ月分）	1. 6. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 2. 当組合ホームページ 3. 5. 退職された勤務先 4. 公共職業安定所（ハローワーク） 7. 金融機関など
		(5) 昨年または本年途中で退職者 <input type="checkbox"/> 雇用保険非加入者	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 退職証明書コピー 3. 給与明細1ヶ月分コピー 4. 従前健康喪失証明書コピー	5. 雇用保険失業給付に伴う誓約書1 6. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可） 7. 送金証明コピー（3ヶ月分）	1. 6. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 2. 3. 4. 退職された勤務先 5. 当組合ホームページ 7. 金融機関など
		失業給付受給終了者	1. 世帯全員の住民票（続柄の記載があるもの・被保険者世帯全員と認定対象者世帯全員記載のもの）の写し 2. 雇用保険受給資格者証コピー（両面） ※ 支給終了の記載があるもの 3. 戸籍簿本（被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの・コピー不可）	4. 送金証明コピー（3ヶ月分）	1. 3. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの） 2. 公共職業安定所（ハローワーク） 4. 金融機関など
申請理由が下記に該当する場合は、追加で下記書類の提出が必要です。					
	障害者	1. 障害手帳のコピー		1. 市区町村（発行日から3ヶ月以内のもの）	
	外国人	1. 在留カードの両面コピー	（1年以上の長期滞在資格確認必須）	1. 入国時 または 入国管理局	
	出産・傷病手当金・労災保険の給付金受給者 （日額3,612円未満・60歳以上5,000円未満のみ受給中認定可）	1. 保険給付支給決定通知書コピー	【金額と給付期間が確認できるもの】	1. 従前健保 （労災保険名は労働基準監督署）	

◆ 《送金証明について》 1) 誰から誰へ 2) いつ 3) いくら振込 したかを証明できるものがが必要です。

送金証明として認められるもの

- 金融機関の振込利用明細書 ○振込人と受取人の通帳コピー → 不要部分を消し名義部分のコピーも添付
- 振込依頼書 (インターネットでの振込含む)

送金書類として認められないもの

- ×手渡し ×受取人が作成した領収書 ×物品支給
- ×一括送金や賞与時のみの仕送り時利用明細書 ×振込人と受取人・送金日・送金額の記載がない利用明細書
- ×一冊の通帳でのやり取り (被保険者が通帳を持ち入金・別居者がキャッシュカードで出金している等)

【送金に関する注意事項】

- * 金額に関しては認定対象者の収入より被保険者からの仕送りが多いこと (被保険者からの仕送りにより生計を維持されていることが必須)
- * 複数人扶養申請の場合各々に仕送りが必要です。(例えば父母の場合は父にも仕送り母にも仕送りが必要)
- * 送金を行うことにより別居の扶養申請者の一人当たり生活費が被保険者世帯の一人当たりの生活費を上回らないこと。
- * 同居所であっても世帯が別れている場合 (世帯分離) は別居となりますので送金が必要になります。
- * 送金調査を行うことがありますので送金証明は大切に保管してください。
- * 振込み人 → 被保険者名義以外は不可 受取人 → 認定対象者名義以外は不可

◆ 《別居の扶養申請に関する追加書類》

- ◎ 親の扶養申請の場合・・・親が同居している扶養義務者がいる場合その方の収入証明が必要になります。
被保険者に兄弟・姉妹がいる場合全員の住民票 (世帯全員・続柄記載ありマイナンバー記載無し) ・戸籍謄本・収入証明が必要になります。
- ◎ 兄・弟・姉・妹の扶養申請の場合・・・他の兄弟姉妹全員の住民票 (世帯全員・続柄記載ありマイナンバー記載無し) ・戸籍謄本・収入証明が必要になります。
ご両親が健在の場合はご両親の住民票 (世帯全員・続柄記載あり・マイナンバー記載無し) ・収入証明が必要になります。
- ◎ 既に扶養認定されている方で同居から別居になった場合は一覧表④にある添付書類以外に「同居・別居申請書」と「別居誓約書」の提出が必要になります。
別居・同居どちらに変更の場合も「住所変更届」と一緒にご提出ください。(再審査が行われます)

【別居の扶養申請に関する注意事項】

- * 別居世帯に属している扶養義務者の収入や、被保険者・その他の親族からの送金 (援助) 額、収入などから被保険者が主たる生計となるか判断します。
扶養義務者の優先順位は収入や同居の有無、扶養しなければならない理由などを総合的に審査させていただきます。
- * 送金証明が揃わない場合や「同居・別居申請書」を提出しないまま被扶養者と離れて暮らしていた場合には遡って被扶養者資格を取り消す場合があります。
- * 送金とは継続的扶養かつ経済的扶養とし毎月仕送りされるものとします。
- * 被扶養者として認定後、収入状況・生活実態・送金事実等の証明を求める場合がございます。現況確認の書類を求められた場合には速やかに
ご提出お願い致します。提出いただけない場合には認定取消となります。

扶養認定にあたり所定の書類だけで判断がつかない場合、別途追加書類をお願いすることがあります。